

広情個審第102号

令和8年3月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年7月24日付け広農政第67号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第394号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年7月24日付け広農政第67号の諮問事案（諮問第394号事案）

令和7年4月18日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年5月7日付け広島市指令農政第9号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同月27日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件開示請求に対して行った令和6年度第3回広島市農業振興対策審議会の議事録（以下「本件文書」という。）に関する本件部分開示決定について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、不開示とされた広島市農業委員会の委員の選考についての審議内容及び資料の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 農業委員の選考にあたり事前に本人から承諾を受けており公表もされているので個人情報には該当しない。

イ 選考については選考基準に基づいて判断されるので、非開示にはならない。逆に公開されないと公平性が確認できない。

ウ 広島市農業振興対策審査会規則に会議は非公開とされていないので、審議内容は開示できる。他市では公平性を確認できるよう公開されている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書に、広島市農業委員会委員の選考についての審議内容及び資料の部分が含まれるため、当該部分は不開示とし、部分開示決定を行った。

(2) 令和6年度第3回広島市農業振興対策審議会（以下「本件審議会」という。）については、非公開を前提に行われており、本件審議会の資料等を事後的に開示してしまうと、将来にわたり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。このため、広島市情報公開条例第7

条第5号に規定する「市の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断し、不開示とした。

- (3) また、本件文書には、広島市農業委員会の委員の候補者の氏名等の個人情報が含まれており、これについては、広島市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ、同号ア～エには該当しないものであると判断し、不開示とした。なお、当該候補者は、「農業委員会の委員の募集の受付期間中及び受付期間終了後、広島市ホームページに申込者に関する情報を公表する」ことを確認の上、申込を行っているが、この確認は本件文書には及んでいない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定している。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第5号の規定について

条例第7条第5号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」と規定している。

(4) 本件文書における不開示部分の不開示事由該当性について

当審査会が見分したところ、本件文書は、本件審議会の議事録（以下「公文書1」という。）、本件審議会の参集者を記載した広島市農業振興対策審議会委員の一覧（以下「公文書2」という。）、並びに本件審議会の議事次第、資料1（以下「公文書3」という。）及び資料2（以下「公文書4」という。）から構成されている。このうち、本件審議会の議事次第には不開示部分はない。

実施機関は、条例第7条第1号又は第5号に該当することを理由として本件部分開示決定を行っているため、公文書1から公文書4までの不開示部分について不開示事由該当性を検討する。

ア 公文書1について

当審査会が見分したところ、公文書1の不開示部分は、本件審議会における審議方法に関する議論の内容、広島市農業委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考に係る審議の内容であり、この審議の内容には候補者の氏名が含まれる。

① 審議方法に関する議論の内容について

実施機関は、当該情報について、非公開を前提に行われた本件審議会の資料等を事後的に開示してしまうと、将来にわたり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるため条例第7条第5号に該当すると主張している。

しかし、本件の審議方法に関する議論には、諮問の内容について本件審議会でどのように審議を進めるかについての記載はあるが、候補者の選考に係る審議の内容を推測させるものは含まれていない。このため、本件の審議方法に関する議論の内容を開示することで、将来にわたり、候補者の選考について率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報を条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、当該情報は開示すべきである。

② 候補者の選考に係る審議の内容について

実施機関は、当該情報全体について、非公開を前提に行われた本件審議会の資料等を事後的に開示してしまうと、将来にわたり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるため条例第7条第5号に該当するとともに、候補者の氏名は同条第1号に該当すると主張している。

a 第1号該当性について

候補者の氏名は条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる不開示情報であり、請求人もこのことを前提に、候補者の氏名が同号ア又はイの不開示情報の例外に該当すると主張していると認められるため、この点について検討する。

公文書1では候補者の選考に関し23件の審議があることが開示されているが、広島市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成13年広島市条例第4号）第2条において広島市農業委員会の委員の定数は19人とされ公になっているため、審議の中に委員として選任されない者が含まれていることが理解できる。また、実施機関に確認したところ、候補者の氏名の市ホームページでの公表は本件開示請求の時点では終了していた、とのことであった。

こうした条件を前提とすると、少なくとも委員として選任されなかった者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。また、委員の応募又は推薦時に行った氏名の公表への同意は、選任手続の際の公表の同意として考えることが合理的であり、その後の開示請求に対しても公表を同意する趣旨であるとは認められない。このため、委員として選任されなかった者の氏名は条例第7条第1号ア又はイの不開示情報の例外には該当しない。

委員として選任された者の氏名はホームページ等で公表されているため条例第7条第1号ア又はイの不開示情報の例外に該当すると解する余地はあるが、審議は一定の順序により行われることから、これを開示すると、市ホームページで公表されていた資料と突合することで、委員として選任されなかった者の氏名が記載されている箇所を判別することが可能となるため、候補者の氏名は全体として同号ア又はイの不開示情報の例外に該当しない。

したがって、候補者の氏名を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 第5号該当性について

本件審議会が候補者の選考を目的として開催されたものであり、その結果は答申としてまとめられて実施機関に送付されていること、また、前記のとおり候補者の氏名が不開示であることを考慮すれば、本件審議会の委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性を確保するには、個別の候補者に対する委員の意見を不開示とすれば足りる。

したがって、委員の意見を条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、候補者の氏名を除きその余の部分を同号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、これを開示すべきである。

イ 公文書2について

当審査会が見分したところ、公文書2の不開示部分は、本件審議会への委員の参集予定の有無及び除斥理由の内容に関する記述である。

参集予定と除斥理由は表裏一体で、除斥理由は個人の私生活に関する情報であり、通常、氏名と一体のものとして条例第7条第1号により不開示となるものである。このうち、本件審議会の委員の氏名は市ホームページで公表されていることから同号イにより既に開示されているが、その私生活に関する情報まで公にすることに同意があるとは通常考えられないため、除斥理由

及びこれと表裏一体の参集予定は同号イの不開示情報の例外に該当しない。

したがって、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書3及び公文書4について

当審査会が見分したところ、公文書3及び公文書4は候補者の氏名や属性などを記載した資料であり、その不開示部分は資料番号以外の全てである。公文書3及び公文書4は本件審議会の資料であり、これらの文書に基づいて行われた審議の経過をまとめたものが公文書1であることから、公文書3及び公文書4と公文書1は同じ考え方で開示・不開示を判断すべきである。

実施機関は、当該情報全体について、非公開を前提に行われた本件審議会の資料等を事後的に開示してしまうと、将来にわたり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるため条例第7条第5号に該当するとともに、候補者の氏名や属性は同条第1号に該当すると主張している。

⑦ 第1号該当性について

公文書1で不開示とした候補者の氏名は、公文書3及び公文書4においても不開示とすることが妥当である。また、候補者の属性として個人を特定し得る情報が記載されていることから、候補者の属性及び候補者の記載順序に関する注記についても、その氏名と同様に不開示とすることが妥当である。

なお、前記(④)のア(i)a)のとおり、候補者が氏名及び属性の公表に同意しているとは認められない。

したがって、候補者の氏名、属性及び候補者の記載順序に関する注記を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑧ 第5号該当性について

公文書3及び公文書4は本件審議会で委員が審議するための資料であるが、これらの文書のうち候補者の氏名及び属性以外の不開示部分には個別の候補者に対する委員の意見は記載されていないことから、将来にわたり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれは認められない。

したがって、候補者の氏名、属性及び候補者の記載順序に関する注記以外を条例第7条第5号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないため、これを開示すべきである。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 7. 2 4	広農政第67号の諮問を受理（諮問第394号で受理）
R 7. 1 2. 1 1 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 8. 1. 1 5 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 8. 2. 1 2 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 8. 3. 1 2 (第4回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士